

□■ 井戸設置許可に係る手続きの流れ ■□

井戸については、完了検査を受けるまで必要な一連の手続きを行っていただく必要があります。許可書の交付を受けたあとも必要な手続きがありますのでご注意ください。

1. 井戸設置許可申請書の提出（井戸所有者様）

添付書類：土地の全部事項証明書の写真（土地登記簿謄本）、公図、井戸位置と排水計画を示す図面、揚水機のカatalog等、委任状（代理人が手続きを行う場合）

2. 北杜市における審査（北杜市）

3. 地下水採取に係る協定書の締結のご協力（井戸所有者様・北杜市）

協定書（2部）に住所氏名を記入、押印の上2部とも北杜市へご提出ください。
1部を井戸所有者様用の協定書としてお渡しします。

4. 井戸設置許可書の交付（北杜市）

協定書の調印後、許可書を交付いたします。（協定の締結と同日に交付可能です。）

5. 井戸着工届の提出（井戸所有者）

着手から14日以内に着工届を提出してください。

6. 井戸完成届の提出（井戸所有者）

井戸完成後、速やかに完成届（添付書類は、井戸の構造を示す図面と工事写真）をご提出ください。完成検査の日程を調整します。

7. 完成検査（井戸所有者・北杜市）

現地にて完成検査を行います。メーター等の確認も行います。

※北杜市地下水採取の適正化に関する条例及び施行規則を遵守し、共有資源である地下水を大切に利用していただけますようお願いいたします。